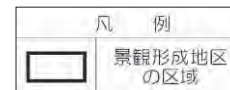
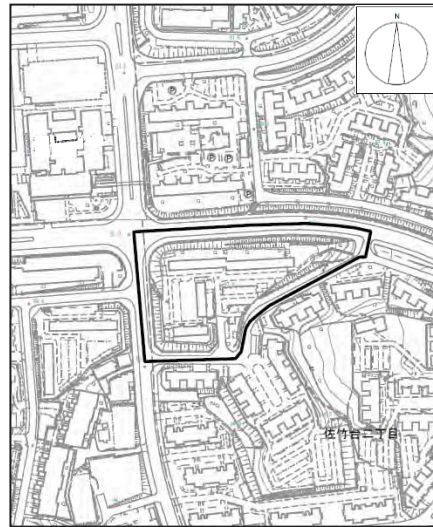


(15) 中高層住宅地区(佐竹台2丁目(2))

ア.位置・・・吹田市佐竹台2丁目地内 図1のとおり
 イ.区域・・・下図のとおり



ウ.面積・・・約 1.5ha

エ.経過・・・1.平成26年12月5日指定、告示し、同日施行。
 2.令和2年4月1日一部変更、告示し、同日施行。

オ.基本目標・・・1.みどり豊かで落ち着いたある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
 2.地域にとけこむ新しいまちなみをつくる。
 3.活気や表情のある景観をはぐくむ。
 4.北大阪を代表するみどり豊かで文化的な景観をまもり、はぐくむ。

カ.基本方針・・・1.ゆとりの空間を確保し、みどり豊かで潤いのある住宅地景観をつくり、はぐくむ。
 2.地域の緑地・公園の緑豊かな景観をまもり、はぐくむ。
 3.地域のみどり豊かで親しみやすい道路景観をはぐくむ。
 4.地域のみどりに調和する洗練された施設景観をはぐくむ。

キ.基準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

a.建築物

1.全体計画・配置等	<p>(1) 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。</p> <p>(2) 佐竹台2丁目交差点からの斜面緑地の見え方について、地形や緑の特徴を踏まえ十分配慮する。</p> <p>(3) 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減するため、敷地境界線から後退した計画とする。</p> <p>(4) 道路に面する部分ではできる限り緑化し、快適な空間を形成する計画とする。</p> <p>(5) 交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。</p> <p>(6) 既存の斜面緑地や樹木を活かした緑化計画とする。</p> <p>(7) 敷地内の歩行者通路には連続性のある花や緑を設け、四季を演出する。</p> <p>(8) 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。</p>
------------	---

	<p>(9) 敷地内に設置する照明灯は、デザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</p> <p>(10) 敷地内のサインは、デザインを統一するなど、景観に配慮したものとす</p>												
2.屋根の形態意匠及び素材	<p>(1) 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。</p> <p>(2) 勾配屋根とする場合は、周辺景観と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。</p> <p>(3) 光沢をおさえた素材を使用する。</p>												
3.形態意匠及び素材	<p>(1) 周辺景観と調和した意匠とする。</p> <p>(2) 単調な大壁面による圧迫感が生じないよう、外壁面の意匠や分節化等の工夫をする。</p> <p>(3) バルコニーは、洗濯物・室外機等が外部から見えにくいよう配慮する。</p> <p>(4) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし、着色していない自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="518 869 1345 1070"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>8.0 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R (赤)・Y R (黄赤)・Y (黄)</td> <td>8.0 以下</td> <td>3.0 未満</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>7.0 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 外壁の色彩を2色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は2以内を基本とする。ただし、アクセントカラーを除く。</p> <p>(6) 質感、素材感のある素材とする。</p>	色 相	明 度	彩 度	無彩色	8.0 以下	—	R (赤)・Y R (黄赤)・Y (黄)	8.0 以下	3.0 未満	その他の色相	7.0 以下	2.0 以下
色 相	明 度	彩 度											
無彩色	8.0 以下	—											
R (赤)・Y R (黄赤)・Y (黄)	8.0 以下	3.0 未満											
その他の色相	7.0 以下	2.0 以下											
4.敷際	<p>(1) 道路際は地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。</p> <p>(2) 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。</p> <p>(3) 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、その前面にできる限り植栽空間を設ける。</p> <p>(4) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色は黒又は茶系とし緑を活かす。</p> <p>(5) 道路際の照明灯等のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</p>												
5.駐車場・駐輪場	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの統一を図る。</p> <p>(2) 道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えない工夫をする。</p>												
6.ごみ置場・付帯施設等	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの統一を図る。</p> <p>(2) 植栽等により公共空間から直接見えない工夫をする。</p> <p>(3) 設備類は見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。</p>												

7.植栽	<ul style="list-style-type: none"> (1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 (2) 樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。 (3) 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。
------	--

b. 工作物

1.擁壁	<ul style="list-style-type: none"> (1) 周辺景観と調和した仕上げや高さなど、見え方について工夫する。 (2) 道路際の擁壁は、植栽空間の確保や垂直緑化等により圧迫感を低減するよう配慮する。
------	---

c. 開発行為

1.緑化	<ul style="list-style-type: none"> (1) 敷地内の既存樹木は、できる限り残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 (2) 樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。
2.造成計画	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地形の特性を活かし、周辺との調和に配慮した造成計画とする。 (2) 歩行者動線を意識した出入り口の配置とし、敷地の連続性や路面素材について考慮する。

d. 屋外広告物

<ul style="list-style-type: none"> (1) 自家用のみとする。 (2) 地上設置型広告物、壁面広告物のみとする。 (3) 周辺環境や建築物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。 (4) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。
